

特定福祉用具販売

重要事項説明書

1. 会社概要

- (1) 会社名 株式会社さくら薬局
(2) 会社所在地 〒305-0043 つくば市大角豆 1741-2
(3) 代表者氏名 久保田 浩二
(4) 設立年月日 平成 10 年 1 月 28 日
(5) 資本金 1000 万円

2. サービス提供事業所の概要

- (1) 営業内容 福祉用具の販売、
(2) サービス事業所の所在地

本社

〒305-0043 茨城県つくば市大角豆 1741-2

- (3) 介護保険法に基づき知事から認可・指定されている福祉用具販売事業所

事業所	認可番号	サービス提供地域
株式会社さくら薬局 福祉用具センター	0872001672	茨城県全域

(4) 運営方針

事業所の福祉用具専門相談員は、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具の販売をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図るものとする。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(5) 事業実施地域及び営業時間

- 営業日 毎週月曜日から金曜日（但し祝日と 12 月 30 日から 1 月 3 日は除く）
営業時間 9：00～18：00

(6) 職員の勤務体制

職種	常勤	非常勤	計
管理 者	0.5		0.5 人
専門相談員	1.5		1.5 人
事務員	1		1 人
配 送 員			
合 計	3		3 人

3. サービス内容

(1) 福祉用具販売取り扱い種目及び品名、販売費用について

	種目	品名	販売費用
1	腰掛便座	商品カタログ参照	
2	自動排泄処理装置の交換可能部品		
3	入浴補助用具		
4	簡易浴槽		
5	移動用リフトのつり具の部分		

(2) 福祉用具の納品

使用法や使用上の注意点につき説明致しますが、説明書は、必ずお読み下さい。
尚、使用した上で不具合が生じた場合は、遠慮なくご相談ください。

(3) サービス提供に関する相談及び苦情、故障の受付

福祉用具の使用方法・適合状況について、万一、不具合が生じた場合には、早急に対応させていただきます。

<苦情・相談の受付>

さくら薬局 管理者 吉原 大地	受付時間 電話番号 緊急用携帯番号	営業日の 9:00~18:00 029-863-3281 090-9182-3049
苦情につきましては、社内苦情処理委員会により、対応させて頂きます。		

公共機関の相談窓口		
市町村	つくば市高齢福祉課 土浦市高齢福祉課 その他各市町村窓口へ	029-883-1111 029-826-1111
茨城県国民健康保険 団体連合会	介護保険苦情相談室	029-301-1565

(4) 守秘義務

事業を通じて知り得た利用者のプライバシーに関わる事柄を事業者は外部に漏らさない事をお約束致します。但し、サービス担当者会議等や公的機関などによる事業上の審査や検査に際して事業上の個人情報を開示したり、また自治体などの要請に基づいて情報をデータ化して提示しなければならない場合は除きます。

(5) 記録の整備

ご利用者への特定福祉用具販売に関する、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存します。

- ① 特定福祉用具販売計画
- ② 提供した具体的なサービス内容等の記録
- ③ 市町村への通知に係る記録
- ④ 苦情の内容の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 身分証携行義務

福祉用具専門相談員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用

者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

4. 販売費用等のお支払い

販売費用については全額（10割）を一度現金でお支払いいただきます。その後、保険給付の際に必要となる次の事項を記載した書類等を市町村または特別区に申請した後、自己負担分を除く保険給付分（9割または8割または7割）が支給されます。（但し、市町村、特別区によって対応が異なります）

- 当該指定特定福祉用具販売等事業所又は指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称
- 提供した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- 領収書
- 当該特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該福祉用具の概要

5. 事故発生時の対応

さくら薬局福祉センターおよびサービス従事者は、本サービスにより事故が発生した場合、市町村、ご利用者に係る居宅介護事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

6. 免責について

使用者に次の事由に基づく事故または損害が発生した場合は、さくら薬局福祉用具センターは責任を負わないものとします。

- (1) 物件の使用を原因としない使用者の急激な体調の変化等、使用者の身体に関する不測の事態に起因して事故が発生した場合。
- (2) 使用者及びその家族による、さくら薬局福祉用具センターの従業員の指示、依頼に反する行為、または物件の取扱説明に反した使用、あるいはこれらのものの不実の告知に起因して事故が発生した場合。

7. 虐待の防止のための取組みについて

- (1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

管理者 吉原 大地

- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止ための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。

- (3) 虐待に関する利用者、及びその家族からの虐待等に関する相談に対応するとともに虐待等が明らかになった場合は、速やかに市町村の窓口に通報します。

同 意 書

株式会社 さくら薬局福祉用具センター宛

私は、重要事項説明書により、事業者から特定福祉用具販売についての説明を受け、その内容について充分に理解した上で同意致します。

令和 年 月 日

契約者住所

契約者氏名

契約者家族

説 明 者